

平成30年度 公文書開示状況（2月決定分） 生活文化局

片整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	合応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	H31.1.24	H31.2.7	特定非営利活動法人〇〇に対して、平成28年および29年に行われた東京都からの助成事業に関する全ての書類。																請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局広報広聴部情報公開課
2	H31.1.24	H31.2.7	小池都知事のバンクシーと思われる絵の今後について (1) 絵を倉庫にて管理すると決めた決定原義及び倉庫費用が分かる文書 (2) 絵の価値を検討するための美術鑑定の日時、予算額が分かる文書 (3) 絵がバンクシーのものであると確定した後のとりあつかいについて検討した文書																(1) 絵を倉庫で保管することの指示は口頭で行われ、原議は作成していないため、不存在。 絵を保管している倉庫については、従来から都の物品を保管・管理している倉庫のため、絵の保管に係る費用が分かる文書を作成又は取得していないため、不存在。 (2) 絵の価値を検討するための美術鑑定をしておらず、また、美術鑑定の実施準備もしておらず、文書を作成又は取得していないため、不存在。 (3) 絵がバンクシーのものであると確定した後の取扱いについては未検討であり、文書を作成又は取得していないため、不存在。	生活文化局文化振興部企画調整課
3	H31.1.30	H31.2.7	平成19年〇月〇日付特定非営利活動法人〇〇の平成18年度事業報告書類外7件	108		1													(7条2号) 監事、社員及び代表権のある理事以外の理事の氏名及び住所又は居所並びに清算人の電話番号については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (7条3号) 短期借入金相手先は、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため (7条4号) 印影については、公にすることにより偽造等の犯罪の防止に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課
4	H31.2.6	H31.2.7	特定非営利活動法人〇〇の平成24年〇月〇日付平成23年度事業報告書類のうち定款	11	1															生活文化局都民生活部管理法人課
5	H31.1.28	H31.2.8	(1) 平成29年度実務研修「都民対応力向上研修」出席簿 (2) 平成30年度実務研修「都民対応力向上研修」出席簿	9		1													(7条2号) 非常勤職員氏名及び職員番号については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため	生活文化局総務部総務課
6	H31.2.12	H31.2.13	特定非営利活動法人〇〇の定款変更届出書類及び14生都協市特第699号「特定非営利活動法人の定款変更について（認証決定）」（原議）のうち新旧対照表	5		1													(7条4号) 印影については、公にすることにより偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課

平成30年度 公文書開示状況（2月決定分） 生活文化局

片整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					一部開示	非開示	不存在	合応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
7	H31.2.3	H31.2.15	平成22年6月に特許庁情報システムの汚職に関しNTTデータ職員から便宜を受けた容疑で特許庁審判官の〇〇氏が逮捕されたが、この事件の公判に関し、「日経コンピュータ2010年9月15日号」16頁に「初公判で犯行までの経緯が明らかに特許庁システムをめぐる贈収賄事件」をタイトルとして「2004年、特許庁がシステム刷新によりコスト削減を目指す「システム最適化計画」を開始すると、既存システムの開発・運用を担当していたNTTデータへの風当たりが強くなった。これを受けて、NTTデータはシステム刷新の受注に向けた営業活動を強化。「アタックリスト」と呼び、特許庁職員の名簿を作成する。特許庁職員一人に営業担当者一人を割り当て、受注に有益な情報を集めようとした。●●被告の担当が〇〇被告だった。」旨記載されているが、このなかの「アタックリスト」に関する文書。				1											請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局広報広聴部情報公開課	
8	H31.2.4	H31.2.18	30生広情第1109号「公文書情報提供サービスにおける情報提供について」	136	1					1		1						(7条2号) 提供依頼者の氏名、電話番号及びメールアドレス並びに警視庁及び東京消防庁職員の氏名、印影及びサインについては、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため(7条4号) 警視庁職員の氏名、印影及びサインについては、公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	生活文化局広報広聴部情報公開課	
9	H31.2.13	H31.2.18	宗教法人「〇〇」規則	6	1					1								(7条2号) 責任役員の氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため	生活文化局都民生活部管理法人課	
10	H31.1.7	H31.2.19	委託契約書（平成29年度映像を活用した都政情報発信事業の企画立案・運営業務委託）	5	1							1						(7条4号) 印影については、公にすることにより、偽造等による犯罪の予防等に支障を及ぼすため	生活文化局広報広聴部広報課	
11	H31.1.7	H31.2.19	撮影経費内訳（確認メモ）	1	1														生活文化局広報広聴部広報課	
12	H31.1.7	H31.2.19	委託契約書（結婚等に係る機運醸成のための動画の作成及び放映委託）	6	1							1						(7条4号) 印影については、公にすることにより、偽造等による犯罪の予防等に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部地域活動推進課	
13	H31.1.7	H31.2.19	別紙のとおり（調定額通知書（パリ東京文化タンデム2018におけるアール・ブリュット展覧会）外11件）	22	1														生活文化局文化振興部企画調整課	

平成30年度 公文書開示状況（2月決定分） 生活文化局

H整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等				
					開示	一部開示	非開示	不存在	合応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号			
14	H31.1.7	H31.2.19	別紙のとおり（30生文企第982号「パリ東京タンDEM2018」のチラシ及びポスターの印刷及びそれに係る支出命令書外42件）	277		1															（第7条2号）①個人の通勤経路に関する情報については、当該個人は地方公務員に該当するが、当該情報がその職務の遂行に係る情報には当たらないため ②請求書等の担当者氏名等については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述により特定の個人を識別することができるものであるため （7条3号）口座番号等については、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため （7条4号）印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局文化振興部企画調整課	
15	H31.2.8	H31.2.22	・「防潮扉パネルの運搬及び一時保管について（依頼）」 ・「防潮扉パネルの運搬及び一時保管について（依頼）」 発出文（写） ・防潮扉パネルの一時保管の経緯	30		1																生活文化局文化振興部企画調整課	
16	H31.1.28	H31.2.28	(1) 平成29年度実務研修「都民対応力向上研修」テキスト (2) 平成30年度実務研修「都民対応力向上研修」テキスト	30																		（7条3号）本資料は外部の研修事業者が作成したものであり、当該事業者の研修事業のノウハウが含まれている。このことから本資料を開示した場合、当該事業者の競争上かつ事業運営上の地位が損なわれると認められるため （7条6号）前述のノウハウが含まれる資料を開示した場合、当該事業者と都との信頼関係が損なわれ、今後実施する研修の質の低下や研修内容の効果的な実践が不可能となるなどの支障が生じる可能性がある。そのため、研修事務の適正な遂行等に支障があると認められるため	生活文化局総務部総務課